

平成 年 月 日

1. 委託者・受託者・受益者

委託者

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）

印

受託者

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）

印

（国籍）

受益者

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）

印

（国籍）

2. 信託の目的

本特許権の維持・管理及び処分並びに処分をすること

コメント：以下、赤字斜体文字は例示。

3. 信託財産の管理の方法

信託財産の維持・管理及び処分に必要な一切の行為

4. 信託契約期間

信託契約日より 10 年間

5. 信託の終了の理由

1. 委託者又は受託者において信託契約に定められた業務の履行を著しく困難とする状況が起きたときは、委託者、受託者で協議の上、本契約を解除することができる。

2. 信託が信託業法第 51 条（同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例）第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、委託者および受益者の同意なく、受託者は本契約を解除することができる。

6. その他の信託条項

※当事者間の取り決め

1. 委託者は、信託期間中「無償」で本発明の実施をすることができる。
2. 受託者は、上記目的の遂行に必要な報酬（維持・調査等の管理費用、ならびに権利行使またはその他の処分に要する費用含む）を委託者に請求することができる。
3. 委託者は、受託者に対して信託財産の維持・管理及び処分について指示をすることができる。
4. 信託財産である特許権について、無効審判又は侵害訴訟等が提起された場合は、委託者は受託者に協力してその対応にあたるものとする。
5. 委託者または受託者において信託契約に定められた業務の履行を著しく困難とする状況が起きたときは委託者、受託者で協議の上、上記信託条項を変更することができる。